

第26回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

日時：令和7年3月11日（火）10：00～

会場：大宮区役所1階研修室

議 事 次 第

1. 議 題

(1) 意見交換会の結果について

(2) 今後の方針の決定について など

配布資料

次第

委員名簿

席次表

資料

参考資料（氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱）

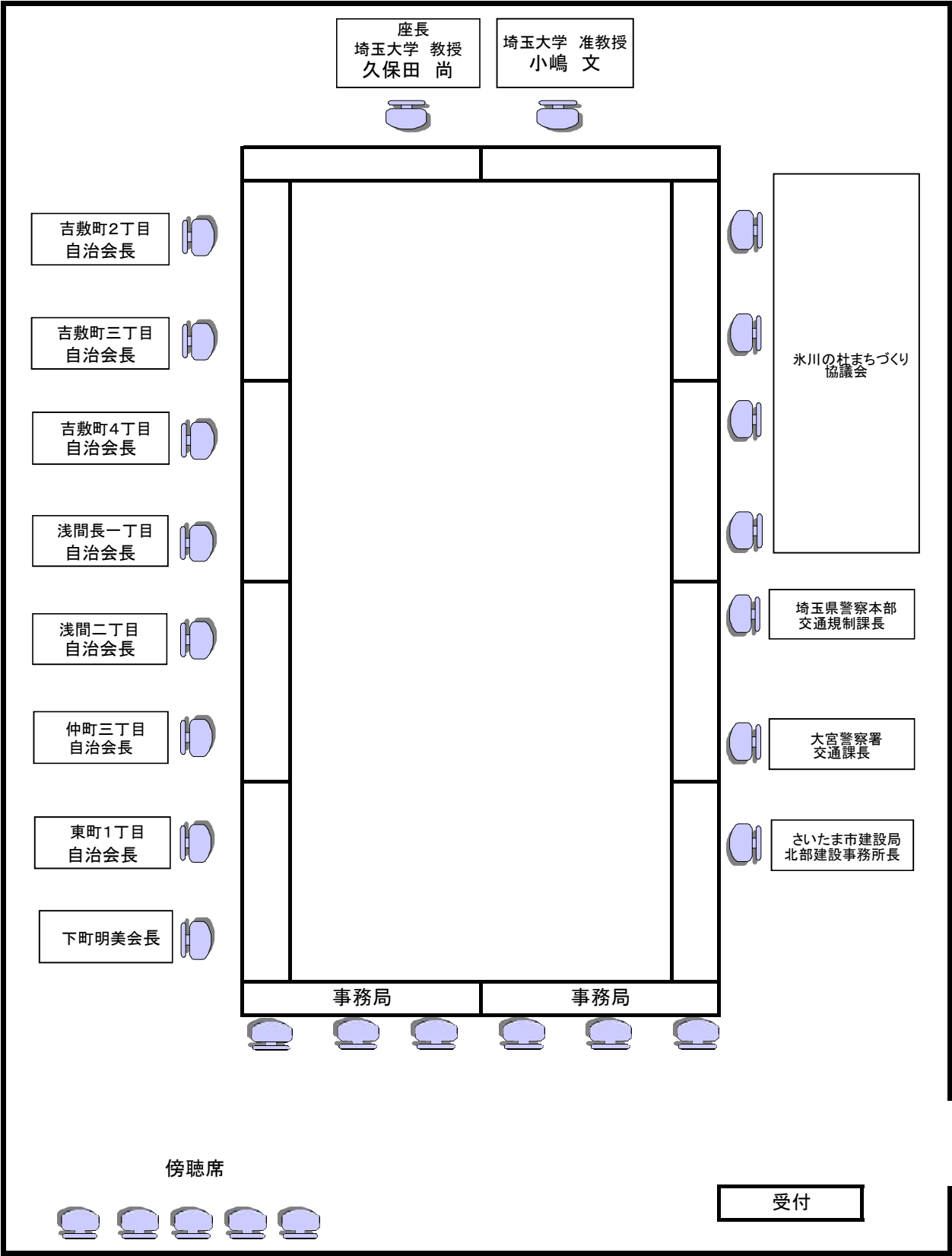
令和6年度 氷川参道歩行者専用化検討協議会 委員名簿

敬称略

No.	所属	肩書	氏名
1	埼玉大学大学院理工学研究科	教授	久保田 尚
2	埼玉大学大学院理工学研究科	准教授	小嶋 文
3	埼玉県警察本部	交通規制課長	小野瀬 孝
4	大宮警察署	交通課長	片貝 浩之
5	さいたま市 建設局 北部建設事務所	所長	安倍 勝仁
6	吉敷町1丁目自治会	会長	関口 彰一
7	吉敷町2丁目自治会	会長	星野 弘
8	吉敷町三丁目自治会	会長	松雪 三十二
9	吉敷町4丁目自治会	会長	渡辺 タカ
10	浅間町一丁目自治会	会長	土屋 剛
11	浅間町二丁目自治会	会長	宮野 豊之
12	大門町3丁目自治会	会長	逸見 裕一
13	仲町三丁目自治会	会長	岡部 昌寿
14	東町1丁目自治会	会長	小林 正利
15	下町明美会	会長	小笠原 恒夫
16	氷川の杜まちづくり協議会	会長	山田 とも子
17	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	本島 紋次郎
18	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	横山 好之
19	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	大越 正和

第26回氷川参道歩行者専用化検討協議会 席次表

日時 令和7年3月11日(火) 10時から
場所 大宮区役所1階研修室



第26回氷川参道歩行者専用化検討協議会

令和7年3月11日(火)午前10時～
大宮区役所1階 研修室A・B

本日の内容

1. 前回の協議会の振り返り
2. 住民意見交換会での意見について
3. 住民意見の対応案
4. これまでの取組を踏まえた整備方針案
5. 今後の進め方

1. 前回の協議会の振り返り

■社会実験のまとめ

【交通量調査まとめ】

〈メリット（効果）〉

- ・参道流入、通り抜けの減少
- ・幹線は増えるが、増加量は少ない
- ・実験中の参道周辺において、事故は無かった

〈デメリット（課題）〉

- ・許可車両及び許可証が無い車両の進入の多さ

【アンケート結果まとめ】

〈メリット（効果）〉

- ・歩行者・自転車の立場は「良かった」の回答率が高い
- ・「神社本来の参道」として、歩専化の要望意見は多い

〈デメリット（課題）〉

- ・う回の不便さ
- ・許可が下りない車両に対する問題
- ・危険性より遠回りの不便さが多い
- ・自転車マナーの問題
- ・車止めデバイスを移動させる手間（※特に雨の中）

社会実験のまとめ

今回の社会実験を通して、氷川参道及び周辺交通への流入や通り抜けは減少する効果が確認できたため、地域の安全のためにも、参道の緑を守るためにも、全区間の歩行者専用化は望ましいと考える。

ただし、全区間を歩行者専用化するために、課題やその対応について引き続き検討の必要がある。

1. 前回の協議会の振り返り

■歩行者専用化への課題と対応（案）

社会実験（交通規制）により浮き彫りとなった特に重要な課題は以下の通り

利便性の課題と対応（案）

■課題

- ・事業者の不定期・突発的な資材搬入や関係車両の対応
実験時に許可証が無い車両の流入
（北区間の片倉新道以北は最大21台/日）
（南区間の一の鳥居は最大8台/日）

■対応（案）

- ・許可証発行の基準の検討

※許可の対象について

- ・車庫等に入出入りするため氷川参道を走行する以外に代替手段が全くない場合
- ・福祉車両など社会生活上やむを得ない理由により通行する必要がある場合等

→警察が法令に基づき個々の事情を考慮し許可をする。

安全性の課題と対応（案）

■課題

- ・北区間の志水屋様前交差点の交通錯そう
（交差点の錯そうの増加、並走、歩行者の広がり等）
- ・う回の不便さ
（遠回りを強いられる、細街路を注意しての通行等）

■対応（案）

- ・志水屋様前交差点への交通分散の検討
- ・大宮小学校児童の登下校ルートの変更
- ・交差点の注意喚起（看板等の設定）
- ・自動車・自転車の速度抑制策の検討



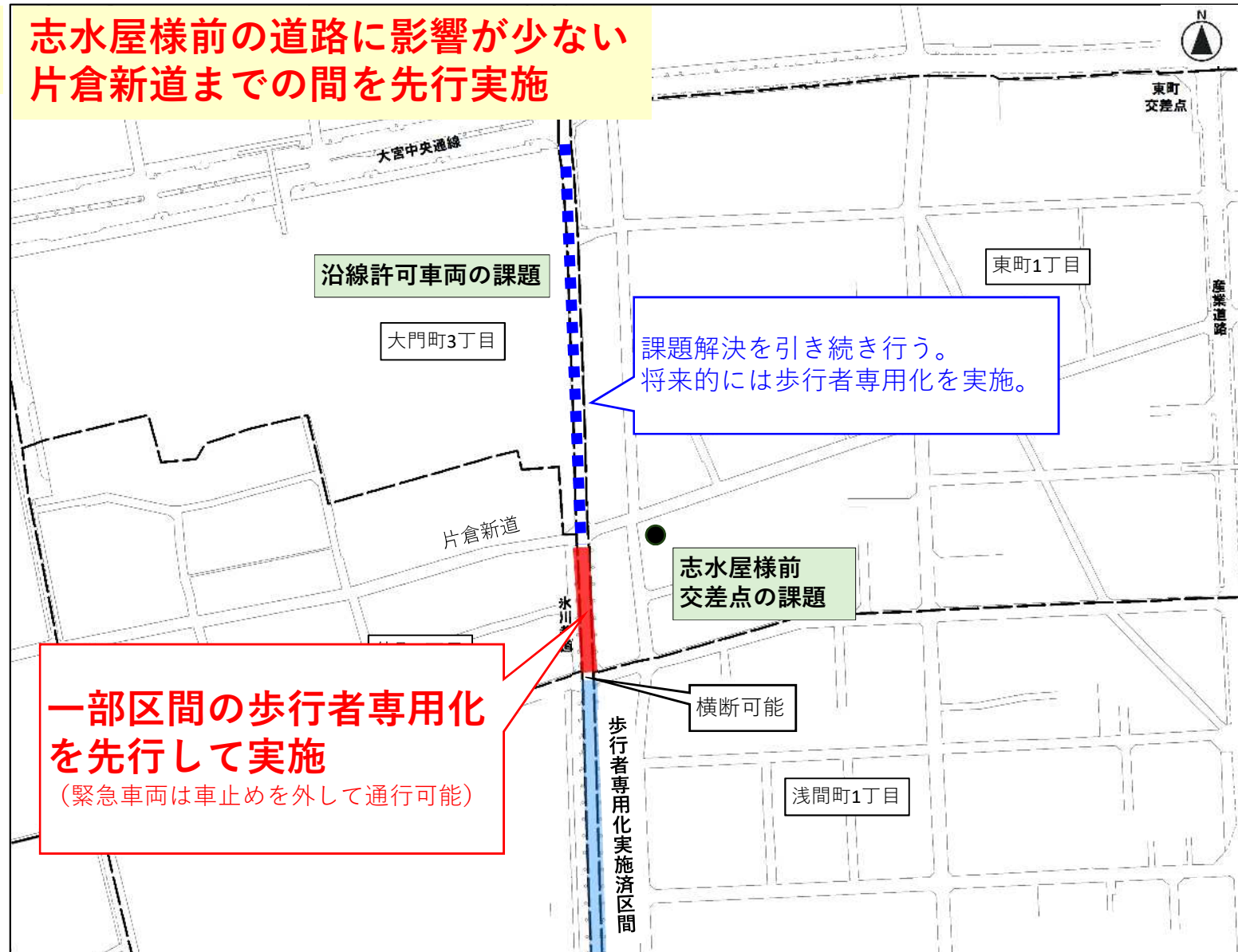
課題の解決には時間を要する

2. 住民意見交換会での意見について

(1) 意見交換会で提示した今後の方針案（歩行者専用化実施区間）

北区間

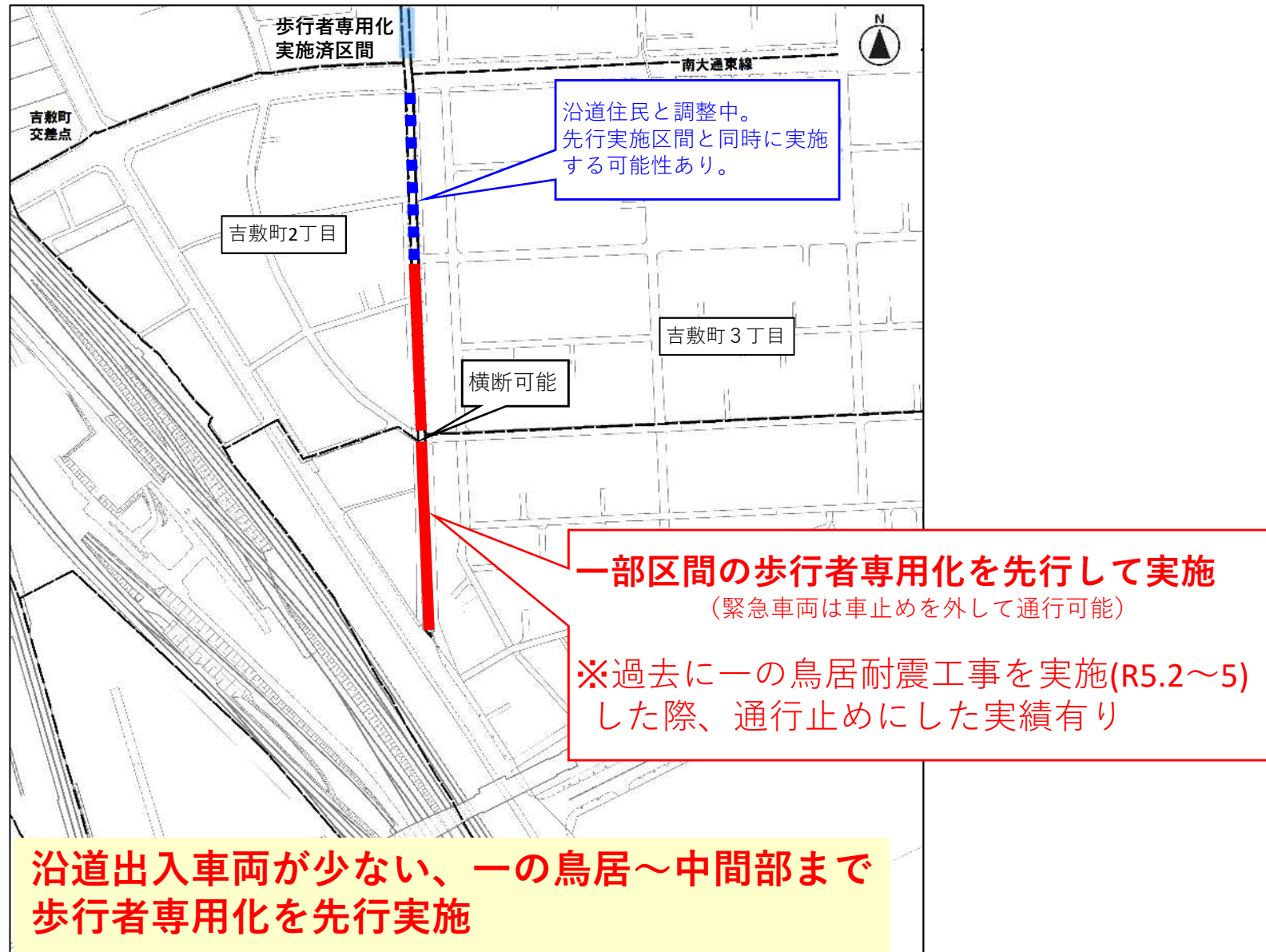
志水屋様前の道路に影響が少ない
片倉新道までの間を先行実施



2. 住民意見交換会での意見について

(1) 意見交換会で提示した今後の方針案（歩行者専用化実施区間）

南区間



2. 住民意見交換会での意見について

(2) 住民意見交換会での意見（北区間）

2025年2月22日（土）10:00～

大宮区役所201会議室

参加者：13名



■社会実験について

- ・10月1週間だけの社会実験で十分なのか。
- ・1回の結果だけで結論を導くのはどうかと思う。

■交通量調査結果について

- ・調査を行った10月の交通量はそもそも少ないので、繁忙期の12月などに調査すべき。
- ・実験期間中は降雨もあり、交通量も少ないなど普段とは状況が異なっていたのではないか。
- ・個人情報など問題はあると思うが、参道利用交通が地区内居住者の車かどうか調査した方が良い。
- ・朝昼の2時間ずつは、最も交通量が少ない時間帯ではないか。交通量が多い夕方に実施しない理由は何か。
- ・交通量の減少が強調されていて、増加区間も結果をきちんと示すべき。
- ・実験中は、普段よりも周辺道路の交通量は増加したように感じた。（浅間町など）

■周辺細街路について → 周辺細街路の安全性向上の検討

- ・参道は歩車道が分離されており安全だが、細街路は歩車道が分離されておらず危険であり、細街路の交通が増加するとより危険になる。
- ・登下校の児童・生徒を考えると、参道よりも細街路に車両が入り込まないような対策が必要。
- ・交通量が増加した道路は、安全対策が必要。
- ・速度抑制のための坂道（ハンプ）の設置などが必要。ハンプは、車いすや歩行困難者も通りやすい配慮が必要。
- ・志水屋様前の交差点は、社会実験以前から危険な場所である。通学路の安全確保を並行して考えるべき。

2. 住民意見交換会での意見について

(2) 住民意見交換会での意見（北区間）

■歩行者専用化について

- ・通過交通を排除できれば、参道は沿道の方々のみが利用するため安全で、歩行者専用化までは不要だと感じる。
- ・片倉新道と片倉新道南側東西道路を比べると、南側道路の方が幅員も広く安全。南側区間を歩行者専用化すると安全な南側道路が使われず、狭い片倉新道に交通が集中するため危険。
- ・通過交通は減少するが、周辺居住者の利便性は低下する。周辺居住者の意見も配慮して欲しい。
- ・周辺道路を整備しないまま歩行者専用化を行うべきではない。東町交差点の改良なども手つかずのままである。
- ・歩行者専用化は早く進めて欲しい。
- ・歩行者専用化ではなく、通学の時間帯だけの規制やスクールゾーンの設定なども考えられないか。
- ・歩行者専用化すると、沿道出入車両が遠慮を強いられ不便。

■許可証について

- ・普段の暮らしに必要な車両には許可証を出すべき。
- ・2台目であっても、許可証が必要な場面がある。
- ・緊急車両やごみ収集などが不便にならないようにすべき。
- ・沿道居住者が不利益を被らないようにすべき。

2. 住民意見交換会での意見について

(2) 住民意見交換会での意見（北区間）

■ 議論の進め方について

- ・ 歩行者専用化ありきで議論を進めていることに疑問を感じる。
- ・ 協議会に出席している 自治会長は、自治会住民の意見をくみ上げる工夫をしてほしい。
- ・ 説明会には、自治会長も出席して欲しい。
- ・ 検討協議会には、沿道居住者が参加すべき。
- ・ 沿道の意見が反映されていないように感じる。
- ・ 住民説明会での意見は、協議会でも議論して欲しい。意見はスルーすることなく、配慮して欲しい。

■ 参道全体について

- ・ 犬のトイレ問題など、マナー啓発を行うべき。
- ・ 自転車のマナー啓発が必要。
- ・ 歩行者の 通行ルール（歩道の通行、酔客の騒音）も徹底する必要がある。
- ・ ゴミや落ち葉の片付けなど、住民に負担が大きくなることは問題。
- ・ 参道の照明が片側だけにしかついていないが、歩行者専用化されたら両側に必要。

2. 住民意見交換会での意見について

(3) 住民意見交換会での意見（南区間）

2025年3月1日（土）10:00～

大宮区役所201会議室

参加者：12名



■参道の交通運用について

- ・ 一の鳥居や南大通東線出口を規制し、参道は相互通行できるようにして袋小路化すれば、通り抜けをしたい通過交通が利用しない。
（大宮高校からまっすぐのびる道の交差点から北側は）3件程度しかないお宅に用事がある方だけが利用する状況となり、歩行者専用化に近い状態になるのではないかと。
- ・ 一の鳥居を止めた時に、参道の交通量は激減したが参道沿道へは回り道はするもののアクセスできた。通行許可証が無くても、関係車両だけが通ることができる状態が達成できるのではないかと。
- ・ 出入口を規制する案は、安全性が高まり車の通りも限定的になるので、良い提案。検討してほしい。
- ・ 物理的に速度を落とさざるを得ないよう、参道にはバンプを設置してはどうか。
- ・ 走行速度も10km/h規制など、特別な設定があっても良い。

2. 住民意見交換会での意見について

(3) 住民意見交換会での意見（南区間）

■ 交通規制などの周知について

- ・ 参道を通行する歩行者への注意喚起や、参道を横断する車両への注意喚起が必要。
- ・ 車両と歩行者の双方に対して注意喚起が必要である。
- ・ 夜間も注意してもらえるようにすべき。
- ・ 建物の建て替えなどで地区外の工事車両の流入や、地域のことを十分知らない外国人が来訪する場合もある。南小学校は生徒数が増加しており、幹線道路を何度も渡らざるを得ない生徒も増えている。地域の状況も変化している点も留意して、周知を徹底すべき。
- ・ 地域にも回覧板などで周知を徹底すべき。
- ・ 地域外の方こそPRすべきである。

■ 「歩行者専用化」の語感について

- ・ 社会実験中、許可車両は通行できることを知らない方とトラブルになりそうであった。
- ・ 「歩行者専用化」という言葉に疑問を感じる。
- ・ 「歩行者専用化」というと非常に抵抗がある。歩行者天国と勘違いされる。
- ・ 「歩行者専用化」と聞くと、沿道の関係車両さえも通らないような印象を受ける。
- ・ 「歩行者専用化」と聞くと許可車両は通行可能という認識をしない人がいる。トラブルを未然に防ぐためにも看板などで許可車両は通行可能であることを十分周知する必要がある。
- ・ 「歩行者専用化」という表現方法は再考してはどうか。

2. 住民意見交換会での意見について

(3) 住民意見交換会での意見（南区間）

■ 許可証の発行、許可車両について

- ・ 許可証は車両に対して出される（家の車両で使いまわしができない）と聞いているが、商売をしている人や訪問者の車両をどうするか考える必要がある。
- ・ 許可証のチェックを誰が、いつ何時行うのか。許可証の有無も、完全にはチェックできないのでは。
- ・ 通行許可証が無くても通れるようにしてほしい。
- ・ 許可証はばらまくことはできないし、許可証を持っていない人や来訪者は困ることになる。
- ・ 個別で許可証を申請することは煩雑なので、一括での申請を検討して欲しい。
- ・ 許可証の発行は、市でまとめて申請してほしい。住民の利便性や更新忘れに対応できないか。偽装される可能性もある。
- ・ 許可証は車両に対して出すということは、十分理解していないドライバーが運転する可能性がある。

3. 住民意見の対応案

(1) 細街路の注意喚起、安全対策、速度規制

主な意見

- ・ 走行速度10km/h規制など、特別な設定があっても良い。
- ・ 細街路は歩車道が分離されておらず危険であり、細街路の交通が増加するとより危険になる。

【例：吉敷町ゾーン30プラスの取組】

参道周辺エリアへの拡張について今後も継続的に検討する



【例：浅間町の速度抑制・注意喚起看板】

速度抑制看板等を設置し、注意喚起



- 走行速度10km/h規制など是对应可能か交通管理者へ確認
- 細街路の注意喚起や安全対策を引き続き検討し実施するとともに、歩行者専用化規制後も引き続きモニタリングを行い、課題等は速やかに検討
- スクールゾーンの広域化

3. 住民意見の対応案

(2) 許可証について

主な意見

- ・ 個別で許可証を申請・更新することは煩雑なので、市で一括申請を検討して欲しい。
- ・ 地域の負担（不便）を軽減する工夫を望む

【可能な範囲で手続きを軽減できるか】

- ・ 市が、一括、代行、などが可能か
- ・ 許可証発行基準に関する交渉余地
車に対しての発行、2台目の可否 など

通行許可基準（埼玉県警察）

※出典：埼玉県警HP

1. 車両を通常保管する場所（自宅駐車場や月極駐車場など）に出入りするため
2. 身体の障がいのある者を輸送すべき理由がある
3. 日常生活に欠かすことのできない物品などを運搬する
4. 冠婚葬祭など社会慣習上の理由がある
5. 医師等の往診
6. 保育園児、幼稚園児の送迎
7. その他社会生活上やむを得ない理由があるとき

○注意事項

- ・ 迂回路がある場合は1～7に該当しても許可できません。
- ・ 「通行禁止道路を通ったほうが早く目的地に行ける」は社会生活上やむを得ない理由には該当しません。
- ・ 申請行為がやむを得ない理由に該当するか否かは申請先警察署に確認してください。

→ 手続きの簡素化など、協議・調整余地は引き続き確認

3. 住民意見の対応案

(3) 議論の進め方について

主な意見

- ・ アンケートや説明会を開催しているが意見が反映されない印象（機会はあるが希望が実現されない）
- ・ 町内会長に地域の意見を吸い取って欲しい、沿道の意見の代弁者になってほしい
- ・ 沿道に住まれていない方が、協議会で議論しているのでは、との不信感がある

- 自治会として、住民意見の吸い上げの仕方、周知方法の検討
- 自治会として、市に行ってほしいことの確認

3. 住民意見の対応案

(4) 地域内外へのPR、「歩行者専用化」表現

主な意見

- ・ 地域内外を含め広く、また、多様な主体（外国人等）にも働き掛ける周知が必要ではないか。
- ・ 関係車両だけは通行することの周知・表現の工夫が必要ではないか

【周知活動】

地域内への周知

- ・ 回覧板、ニュースレターなど、継続的な取り組み
- ・ 目的の丁寧な説明

地域外への周知

- ・ 地域入口部分などでの案内看板
- ・ 参道側と交差側双方の周知を検討
- ・ 氷川参道の知名度向上

多様な主体への働きかけ

- ・ 機会・場面に応じた働きかけ
- ・ 町内会、PTA、各種イベント など

【関係車両が通行することの周知】

歩行者専用化

- ・ 歩行者のみとのイメージが強い

車両は配慮の上で通行することを周知

- ・ 歩行者へ配慮した通行が求められる
- ・ そもそも「参道」という言葉は、鳥居から社殿へ向かう道のこと

- 周知方法、周知対象、注意喚起は引き続き検討
- 「歩行者専用化」に変わる表現や愛称のアイデアを検討

3. 住民意見の対応案

(5) その他、参道利用のマナー

■自転車、ジョギング、ペットの散歩、通行車両など、主体別・場面別に様々な意見が寄せられている

過去を含めて出されている意見

【看板の例】



【ランナー・自転車】

- ・ 歩行者との速度差
- ・ 交錯の危険性
- ・ 通行位置、方向

【ペットの散歩】

- ・ 排泄物のマナー
- ・ 水をかけるだけでは不十分

【自動車】

- ・ 歩行者への配慮
- ・ 自動車を通ることの理解

【歩行者】

- ・ 騒音を出さない
- ・ 夜間の安全性（照明を明るく）
- ・ ゴミや喫煙マナー

【落ち葉、ゴミ】

- ・ 沿道居住者が落ち葉やゴミの片付け負担を強いられるのは問題

【意識】

- ・ 沿道のみが不利益を受けることが無いように
- ・ 相互の理解、配慮

- 氷川神社、氷川の杜まちづくり協議会とともに、看板などによる周知を引き続き検討（看板乱立は景観面から望ましくない）
- 相互に配慮しあう環境構築を検討

4. これまでの取組を踏まえた整備方針案

北区間



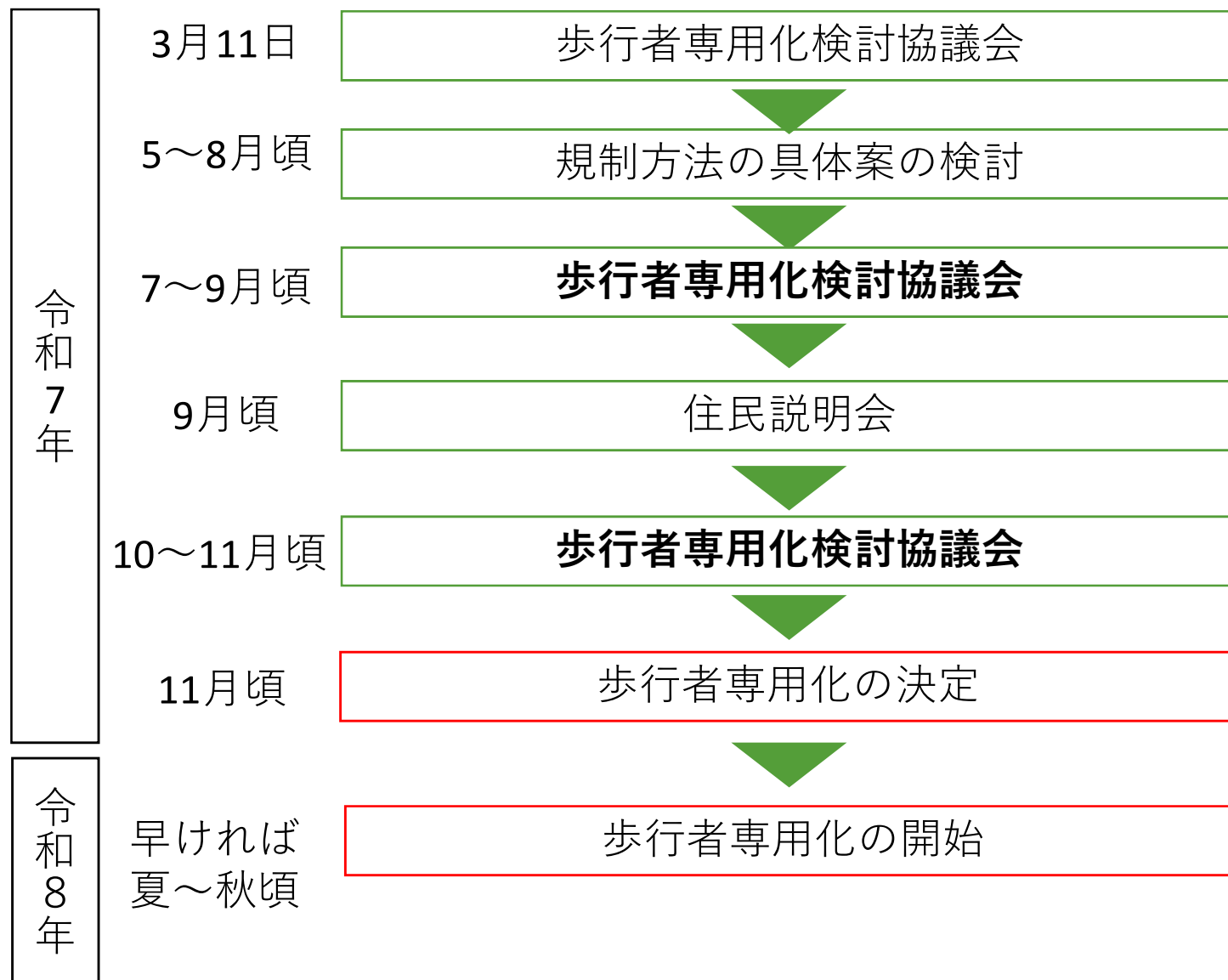
4. これまでの取組を踏まえた整備方針案

南区間



5. 今後の進め方

(1) 検討協議会の今後のスケジュール (案)



5. 今後の進め方

今後の流れ

- ・ 本日の歩行者専用化検討協議会で決定した方針を、周辺住民へ周知するため、ひかわ参道だより（ニュースレター）等によるポスティング配布を予定
- ・ 参道を利用する事業者等の関係者へ個別説明
- ・ 許可車両に係る沿道住民と個別で調整し、許可証の申請方法や許可車両の入出庫の流れを確認
- ・ 交通管理者、道路管理者等の関係機関と調整し、車止めの種類や規制に伴い必要な工事、安全対策等の検討

氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱

(設立)

第1条 氷川参道の歩行者専用化に向けて、意見交換等を行う場として、氷川参道歩行者専用化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本要綱において組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 氷川参道の歩行者専用化の推進に関すること。
- (2) その他歩行者専用化に関し必要な事項。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 氷川参道沿線自治会
- (5) 地元まちづくり団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、事務の遂行に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年度末日とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の会議の進行をつかさどり、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を都市局都心整備部氷川参道対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営、その他に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。